

指定医業務に必要な医師数に 関する既存資料に基づいた試算

公益社団法人日本精神神経学会

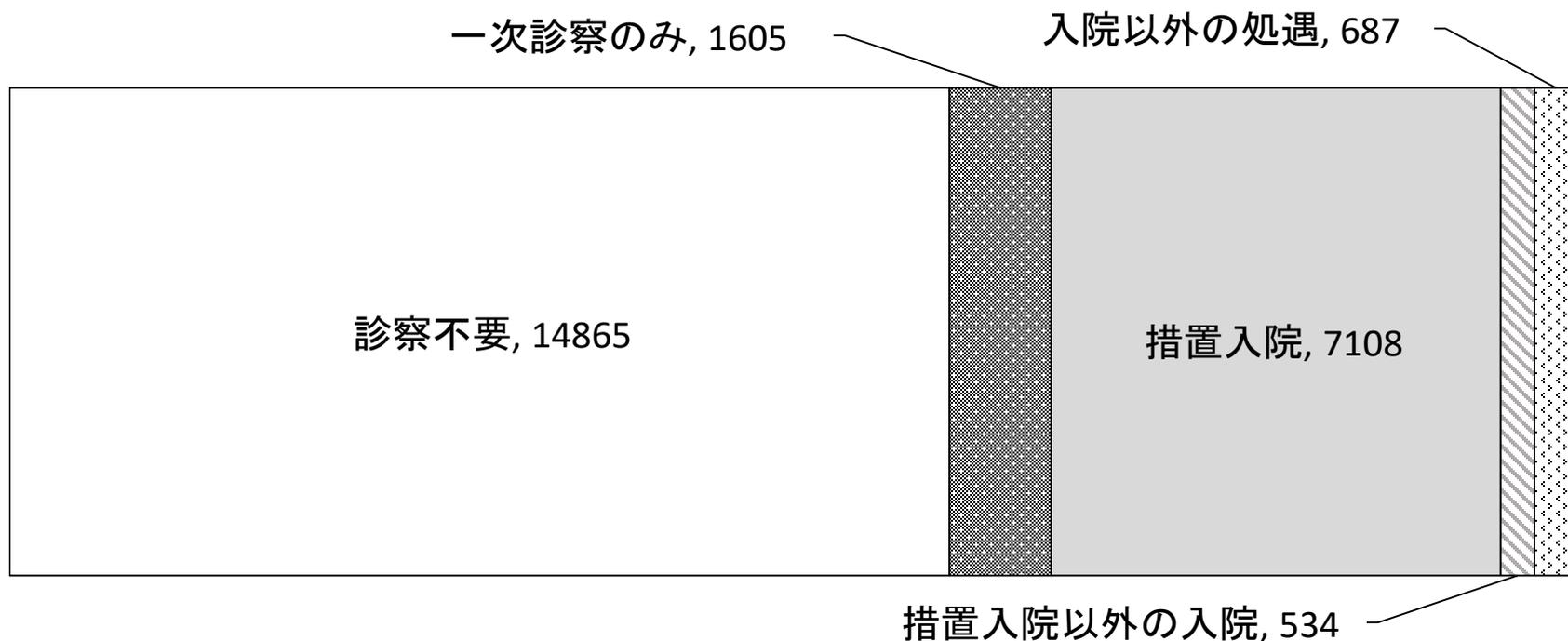
専攻医募集定員に関する検討班

計算対象

- 措置入院関連の業務
 - ✓ 措置診察＋措置解除時の診察
- 精神科救急輪番病院の指定医当直
- 隔離・拘束に関連した指定医業務
- 精神科以外の職に就いている専門医
- 医療観察法関連業務
 - ✓ 鑑定医＋審判医

措置入院関連業務の推計①

- 推計の対象：措置診察と措置解除に関連した業務
- 根拠となるデータ：衛生行政報告例（平成30年）



措置入院関連業務の推計②

- 一次診察のみの1,605人は1回のみ診察
- 措置入院の7,108人, 措置以外の入院の534人, 入院以外の処遇の687人は2回診察
 - ✓ 緊急措置→措置の患者は3回診察されているはずだが, 実情を把握できないので無視

→のべ18,263件の措置診察

- 1回あたりの措置診察には3時間を要すると仮定
 - ✓ 移動+事前説明に1時間, 診察に1時間, 書類作成+移動時間に1時間

措置入院関連業務の推計③

- 措置入院の7,108人は全員措置解除時に指定医による診察を受けると仮定
 - ✓ 主治医が非指定医の場合はもちろん、主治医が指定医であったとしても、別の指定医（院長など）の診察を受けると仮定
 - ✓ 診察そのものに30分、診療録記載＋書類作成に30分を要するものと仮定

措置入院関連業務の推計④

- 指定医の1日あたり勤務時間は8時間，年間250日働くものとして，

- ✓ 措置診察に指定医27.4人が必要

- ✓ 措置解除時の診察に指定医3.6人が必要

※ここでいう指定医1人とは，1年間措置入院関連業務を行わない「バーチャル指定医」を想定している

精神科救急輪番病院の指定医当直①

- 平成30年度630調査によると、全国に精神科救急圏域は164ヶ所存在
- 各圏域の救急体制はまちまちと思われるが、以下のように仮定
 - ✓全ての圏域は輪番制を敷いている
 - ✓休日夜間に各圏域に当番病院が1ヶ所設置されている
 - ✓当番病院には必ず指定医が当直している

精神科救急輪番病院の指定医当直②

- 日当直業務は下記の通りと仮定

- ✓ 平日, 土曜日: PM5:30~AM8:30の15時間 × 282日

- ✓ 休日, 祝日, 年末年始: 24時間 × 83日

- 全国でのべ1,020,408時間

- 常勤指定医換算で510.2人

隔離・拘束に関する指定医業務

- 平成28年度630調査によると、2016/6/30の時点で全国に隔離者が10,411人、拘束者が10,933人存在
- 隔離者は週1回、拘束者は週2回のペースで隔離・拘束の必要性を検討するための指定医の診察を受けると仮定
- 診察時間は20分(診療録記載時間を含む)と仮定
 - ✓ 全国でのべ559,468時間
 - ✓ 常勤指定医換算で279.7人
- 主治医が指定医の場合、指定医による診察は日常業務でもあるので、過大推計の可能性があるので
 - ✓ 2018/6/30の時点で病院常勤精神科医10,060.4人のうち7,455.8人(74.1%)が指定医であることを考慮して、 $279.7人 \times 0.259 = 72.4人$ とみなす

行政職など精神科医療以外の仕事についている精神科専門医*の業務量

- 2018/12/29時点の専門医：11,888名
 - 行政職などに就く専門医は30～59歳と仮定
 - 行政職などに就く専門医の割合については、2012年に報告された会員調査の論文のデータを外挿
 - ✓ 30～34歳：3.5%， 35～44歳：6.3%， 45～54歳：6.9%， 55～59歳：6.0%
- 行政職などに就く専門医は522.9人
- ※行政職など：医学部以外の大学教員，研究所，精神保健福祉センター，福祉関係，産業医，民間企業，行政職，団体勤務など

*：精神科専門医≡精神保健指定医である

医療観察法関連業務

- 平成30年版犯罪白書によると、2013～7年の医療観察法の申立件数は1,738件→年平均347.6件
 - 医療観察法申立1件あたり鑑定と審判で合計34時間*消費するものとみなす
 - ✓ 診察＋鑑定書の作成、事件記録・鑑定書の読み込み、カンファレンス・審判への参加、往復の時間など
- 常勤指定医**換算で5.9人

*:6名のエキスパート意見の中央値を採用

** :通常、医療観察法に関与する鑑定医、精神保健審判員は精神保健指定医でもある

医療保護入院に関連した指定医業務

- 平成30年630調査によると, 2017/6の1ヶ月間に16,456件の医療保護入院が発生⇒年197,472件
 - このうち25.9%を非指定医が担当するものと推定
 - ✓ 2018/6/30の時点の病院常勤精神科医10,060.4人のうち7,455.8人(74.1%)が指定医である
 - 非指定医の担当患者では通常診療の他に指定医の診察(30分)が必要と仮定
 - ✓ 指定医の担当患者の診察は日常業務とみなす
 - 日勤帯の医療保護入院が全体の8割を占めると仮定
 - ✓ 時間外の医療保護入院については計算済みのため, 除外
- 20,450.2時間(常勤指定医10.2人に相当)

ここまでのまとめ

業務	常勤指定医換算
措置診察＋措置解除時診察	30.9人
救急輪番病院日当直	510.2人
隔離・拘束関連業務	72.4人
行政職，産業医など	522.9人
医療観察法関連業務	5.9人
医療保護入院関連業務	10.2人
合計	1,152.6人

スーパー救急病棟の指定医当直①

- 平成30年度630調査によると、全国にスーパー救急病棟は221存在
 - ✓一部に複数のスーパー救急病棟を有する病院があるが、少数と思われるので、スーパー救急病棟を有する病院は221ヶ所とみなす
- 最近ではスーパー救急病棟を有する病院に常時指定医の当直をおくことを要求する傾向がみられるので、当直業務に要する指定医の時間を計算する

スーパー救急病棟の指定医当直②

- 当直業務の構成は下記の通り
 - ✓ 平日：PM5:30～AM8:30の15時間×282日
 - ✓ 日曜，祝日，年末年始：24時間×21日
 - ※土曜日は平日とみなす
 - ※日曜日（52回）は輪番日当直に参加するとみなして除外
 - 全国でのべ1,046,214時間
 - 常勤指定医換算で523.1人

考察

- 2018/6/30の時点で全国に1,612ヶ所の精神科病院があり、常勤精神保健指定医が7455.8人勤務している
- 指定医の業務に要する労力は、少なく見積もって、常勤指定医換算1,153人(15.5%)と、勤務する指定医の6分の1弱に相当する量である
- スーパー救急における指定医当直の奨励などが行われると、労力は一気に20%を超える

結語

- 精神保健指定医業務等を勘案すると、現在の『将来必要な医師数』を15%から20%増やす必要がある

参考資料

- 平成30年度衛生行政報告例
 - ✓ <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&query=%E7%B2%BE%E7%A5%9E%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E7%94%B3%E8%AB%8B%E3%83%BB%E9%80%9A%E5%A0%B1%E3%83%BB%E5%B1%8A%E5%87%BA%E5%8F%8A%E3%81%B3%E7%A7%BB%E9%80%81%E3%81%AE%E7%8A%B6%E6%B3%81&layout=dataset&metadata=1&data=1>
- 平成30年度630調査
 - ✓ <https://www.ncnp.go.jp/nimh/seisaku/data/year.html>
- 平成28年度630調査
 - ✓ <https://www.ncnp.go.jp/nimh/seisaku/data/630/>
- 平成30年版犯罪白書第9章第3節
 - ✓ http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_2_4_9_3_1.html
- 稲垣 中, 水野雅文, 藤原修一郎ほか: わが国における精神科医・精神科医療の実態把握に関する調査結果(その2): 精神科医師の職域および地域の異動に関する検討. 精神経誌 114 (12): 1374-1384, 2012.